

(令和元年6月6日受付)

受動喫煙対策について

■内容

健康増進法の改正により、7月から学校・病院・行政機関の施設敷地内が禁煙になります。

現在、本庁や市民総合センターにおいては、分煙の形はとっていますが、未だに喫煙が許可されています。分煙の形とはいえ、完全に閉ざされた状態でないこともあり、又、7月からの敷地内禁煙に向けて今後の対策をお聞かせください。

■回答

喫煙の防止が強化されるにあたり、ご承知のとおり、今年7月1日から行政機関の庁舎等においては敷地内禁煙となります。ただし、行政機関の庁舎等が敷地内禁煙となる場合に、受動喫煙防止措置がとられた「特定屋外喫煙所」にて喫煙することが認められています。受動喫煙防止措置とは、①区画されていること②喫煙場所であることを標識掲示すること③施設利用者が通常立ち入らない場所に設置することの3つの条件が満たされていることを指します。本庁舎につきましては、現在庁舎内に設置しております喫煙室を閉鎖し、屋外に受動喫煙防止措置を行った新たな喫煙スペースを設ける予定としております。次に、市民総合センターにつきましては、現在の喫煙場所が屋外にあり、区画された、施設利用者が通常立ち入らない場所にあります。このことから、現在の喫煙場所は改正健康増進法による受動喫煙防止措置の2つの条件を満たしている屋外に設置されているので、満たせていない条件である「喫煙場所であることを標識掲示する」対策を行います。各行政局庁舎等においても、改正健康増進法における必要となる受動喫煙防止対策を講じてまいります。

【総務課 人事係】

※令和元年7月現在、本庁舎の屋外に受動喫煙防止措置を行った新たな喫煙スペースを設けております。